

2021年4月23日

各 位

株式会社 みちのく銀行

「稲作農家に対する資金繰り相談窓口」の設置について



みちのく銀行（頭取 藤澤 貴之）は、今年度相場環境の変動が見込まれる稲作農家の皆さまの資金繰り等に関するご相談にお応えするため、下記のとおり相談窓口を設置いたしました。

当行は、青森県の基幹産業である農林水産業に対し継続的な支援を実施し、持続可能な農業の実現及び地域経済の発展に貢献してまいります。

記

1. 相談窓口設置の概要

現在、主食用米については毎年需要が減少しているとともに、昨年からのコロナ禍による業務用米の需要減少により民間在庫量が昨年比で増加している状況から、政府は主食用米から戦略的作物（飼料用米、麦、大豆）への転換を進める「水田のフル活用」を推進しております。

地域農業を担う稲作農家の皆様の経営の安定に資するべく、ご相談窓口を設置し積極的な資金繰り支援を行います。

2. 相談窓口について

ご利用いただける方	稲作を営む個人・法人の方
お問合せ先	みちのく銀行地域創生部 経営コンサルティング室（担当：船水） ビジネス成長支援室（担当：赤石・根田） 電話番号：017-774-1252 受付時間：平日 9：00～17：00

(参考) 資金繰り相談メニュー (みちのく農業応援ローン)

ご利用いただける方	青森県内に住所を有し、農業を営む法人及び個人事業主の方で以下の条件を満たされる方 ① 法人：過去3年の決算書を提出できる方 ② 個人：満20歳以上の方 ③ 農業信用基金協会の保証を受けられる方 ④ 農業信用基金協会の会員である(になる)方
お使い道	農業に関する事業資金 ※ただし、肩代わり資金及び保証料・出資金に使用する場合は対象外
ご融資金額	・法人：5千万円 ・個人：3千万円
お借入利率	当行所定の金利
ご融資期間	・設備資金15年以内(据置2年以内) ・運転資金7年以内
ご返済方法	元金均等返済(1、3、6、12か月毎)
担保	原則不要
保証人	① 法人：原則代表者のみ ② 個人：原則不要 ※青森県農業信用基金協会の保証となります。
保証料	青森県農業信用基金協会所定の保証料
ご用意いただく書類	① 直近3期分の決算書(又は申告書) ② 現在の借入金の確認資料 ③ その他(別途依頼する書類)

※上記商品は資金繰り支援の一例です。

以上